知多市シティプロモーション法被及びのぼり旗の使用取扱要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、市民の郷土愛の醸成を図ることを目的に策定したシティプロモーション基本方針の趣旨に則り、知多市シティプロモーション法被及びのぼり旗（以下「法被等」という。）をコミュニティやボランティア団体等の活動の中で使用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

（使用の申請）

第２条　法被等を使用する者は、法被等使用申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を知多市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

２　申請書は、使用日の３か月前から１日前までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

３　前２項の規定にかかわらず、市の職員が法被等を使用しようとするときは、あらかじめ秘書広報課長に、用途、使用期間、使用数量を申請し、その許可を受けるものとする。

（使用の許可）

第３条　市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、法被等の使用を許可する。

(1) 知多市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 法被等の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が法被等の使用について不適当であると認めるとき。

２　前項の許可は、法被等使用許可書（第２号様式）をもって行う。

（使用期間）

第４条　法被等の使用期間は、貸出日から返却日までの期間を通算して７日間以内とする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

（使用料）

第５条　法被等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第６条　第３条の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された用途のみに使用すること。

(2) 使用期間を遵守すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用許可の取消し）

第７条　使用許可を受けた者が、前条の各号に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合において、使用許可を受けた者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

（原状復帰）

第８条　法被等を汚損したときは、使用許可を受けた者の責任により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市長が、法被等の補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

（市長の責任）

第９条　法被等の使用により、使用許可を受けた者が被った損害については、市長は一切その責を負わない。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、法被等の使用の取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年８月２１日から施行する。

第１号様式（第２条関係）

　　年　　月　　日

法被等使用申請書

知多市長　様

申請者（団体名等）

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

電話番号

担当者名

下記のとおり、法被等を使用したいので、申請します。

記

１　使用用途

２　使用物及び数量

　　(1) 法被　　　　　　　枚（３０枚まで）

　　(2) のぼり旗　　　　　本（３０本まで）（台付き・台なし）

　　※他の使用等により、貸出し可能数量が変わる場合があります。

３　使用期間

貸出日　　　　　年　　　月　　　日（　　）

返却日　　　　　年　　　月　　　日（　　）

※貸出日から返却日までの期間は７日間以内とする。

※休日及び時間外の貸出し及び返却は不可とする。

４　添付書類（企画書等あれば添付してください）

第２号様式(第３条関係)

　年　　月　　日

法被等使用許可書

　様

　知多市長

年　　月　　日付けで申請のありました法被等の使用については、下記のとおり許可します。

記

１　貸出期間　　　　　年　　月　　日（　）～　　月　　日（　）

※使用取扱要綱を遵守の上、丁寧にお取扱いください。